



令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	都留市	大野地内	地区名	四ツ沢(よつさわ)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、都留市大野を流れる一級河川菅野川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている県道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家8戸、県道440m 土砂整備率 (現況)5%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有(第二次緊急輸送道路 県道都留道志線) (※ 評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道都留道志線)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当 ○</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当 ○</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(227.7192百万円)／費用(98.507百万円)= 2.31 > 1.0 ○</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基の計画が必要であり、実施と規模は妥当 ○</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当 ○</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当 ○</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・県有林内であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当 ○</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>			
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工2基 ②着手年度 令和6年度 ③完成見込年度 令和7年度 ④総事業費 110百万円(国費 55百万円(1/2) 県費 55百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 50百万円 令和7年度 谷止工1基 60百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和32年～昭和42年 谷止工3基 75百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p>			

添付資料

事業名 治山事業[復旧治山事業(国補)]

事業箇所 都留市 大野 地内

地区名 四ツ沢



令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 山梨県

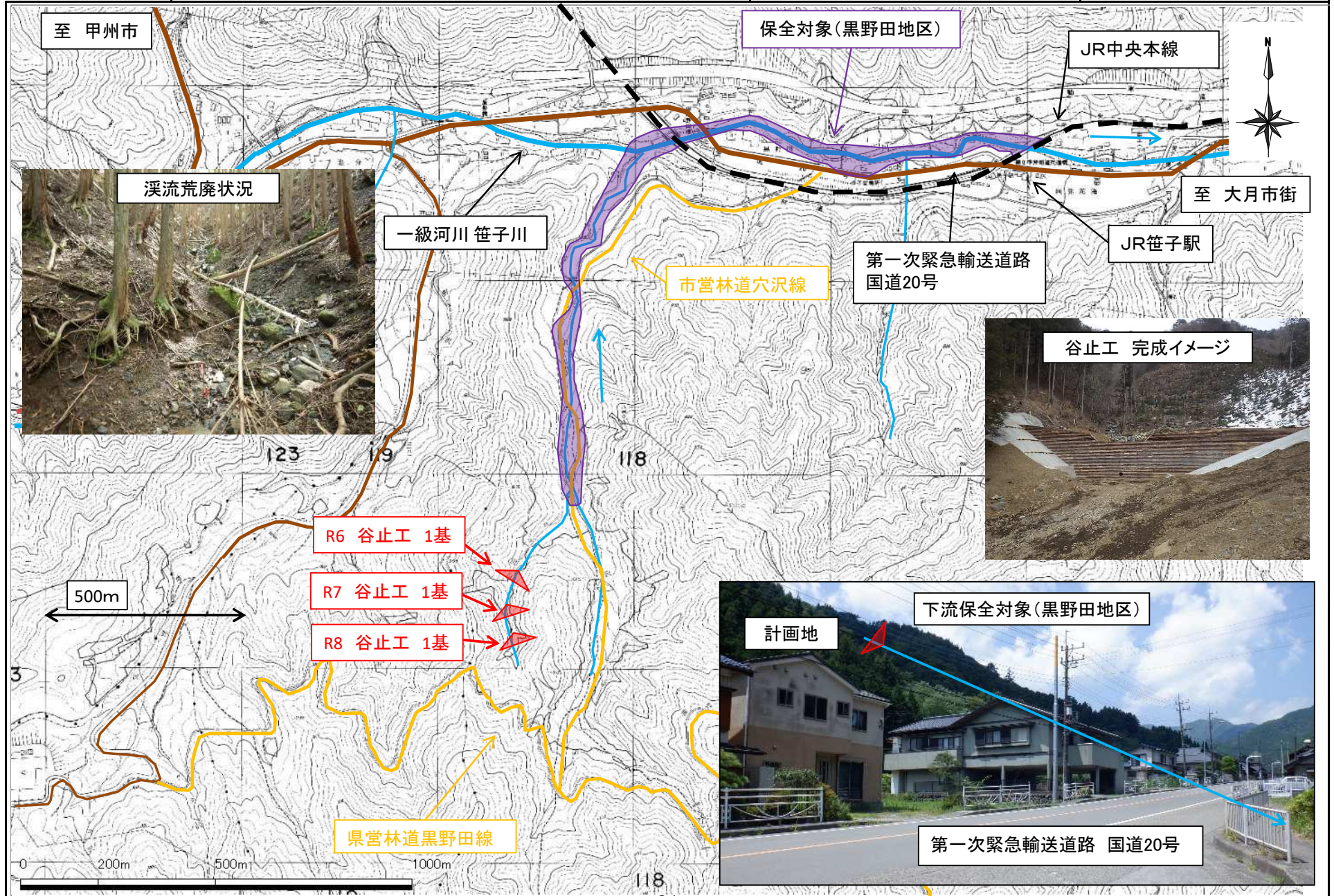
事業名	復旧治山事業	事業箇所	大月市	笹子町	黒野田地内	地区名	穴沢支流(あなさわしりゅう)	事業主体	山梨県									
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価											
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、大月市笹子町黒野田を流れる一級河川笹子川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている国道等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家11戸、国道580m、鉄道55m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有(第一次緊急輸送道路 国道20号)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道20号) (JR中央本線)</p> <p>(※評価基準値)</p>							<p>○ 妥当</p> <p>○ 妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(318.634百万円)／費用(109.486百万円)= 2.91 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元大月市より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題なく、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>											
(2)整備内容							【事業位置図等】											
<p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和8年度</p> <p>④総事業費 130百万円(国費 65百万円(1/2) 県費 65百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>							令和6年度	谷止工1基	45百万円	令和7年度	谷止工1基	45百万円	令和8年度	谷止工1基	40百万円			
令和6年度	谷止工1基	45百万円																
令和7年度	谷止工1基	45百万円																
令和8年度	谷止工1基	40百万円																

添付資料

事業名 治山事業[復旧治山事業(国補)]

事業箇所 大月市 笹子町 黒野田地区

地区名 穴沢支流

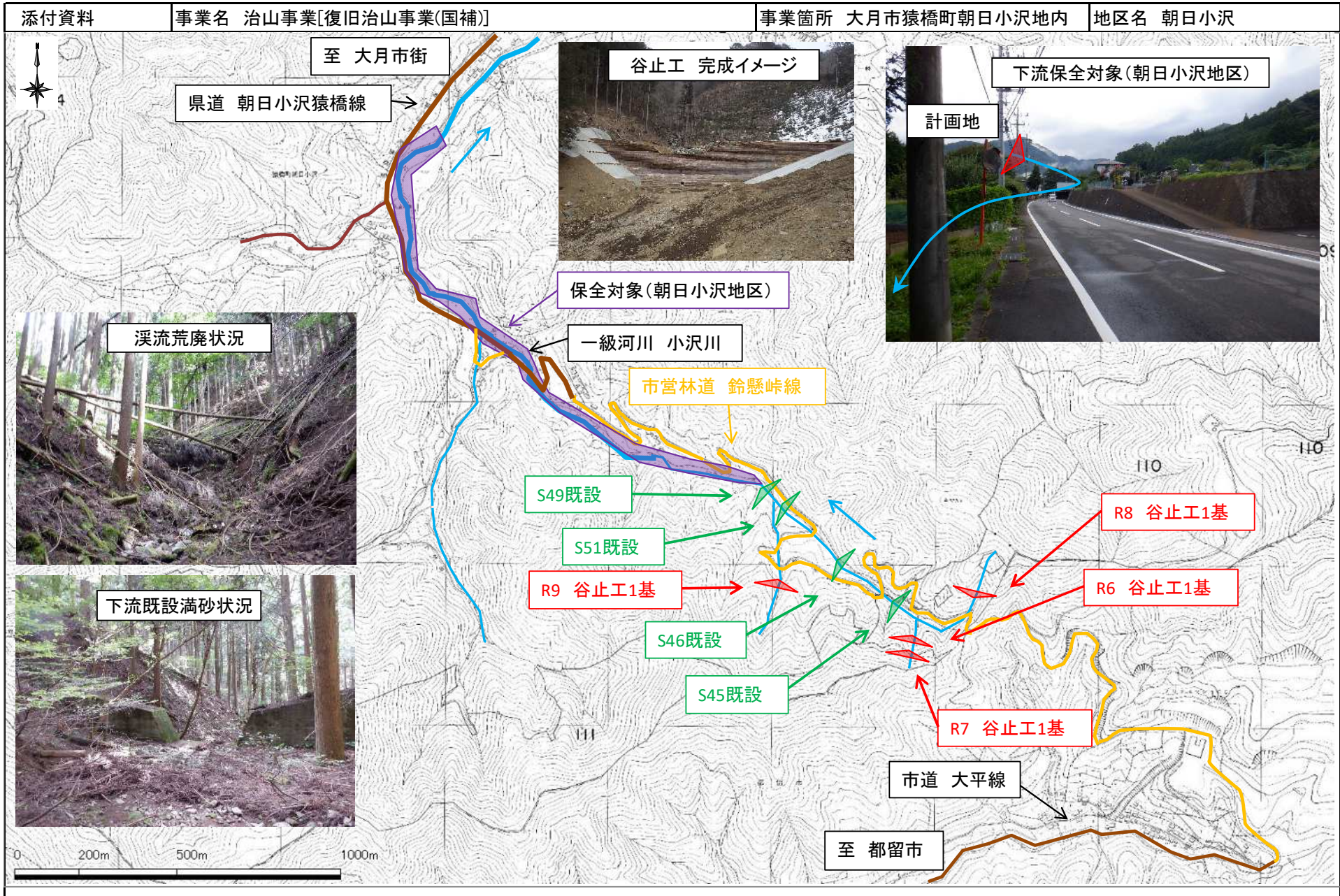


令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	大月市	猿橋町	朝日小沢地内	地区名	朝日小沢(あさひおざわ)	事業主体	山梨県		
(1)事業概要						(3)事業の妥当性評価					
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、大月市猿橋町朝日小沢を流れる一級河川小沢川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家、県道等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家10戸 県道200m 林道300m 土砂整備率 (現況)10%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p> <p>(※評価基準値)</p>						<p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性</p> <p>・費用便益比 便益(311.375百万円)／費用(131.994百万円)= 2.36 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工4基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>・地元大月市より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p>				妥当	妥当でない
						<p>総合評価</p> <p>[貢献度ランク:b]</p>					
(2)整備内容						【事業位置図等】					
<p>①整備内容 谷止工4基</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和9年度</p> <p>④総事業費 160百万円(国費 80百万円(1/2) 県費 80百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和6年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>令和7年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>令和8年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>令和9年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和45年～昭和51年 谷止工4基 20百万円</p>											



令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	大月市	賑岡町	奥山地内	地区名	金山(かねやま)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価		
①課題・背景 本計画地は、大月市賑岡町奥山を流れる一級河川浅利川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、県道等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当		
②整備目標・効果							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当		
□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家7戸 県道20m 林道550m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無 (※ 評価基準値)							③経済妥当性 ・費用便益比 便益(223.290百万円)／費用(104.785百万円)= 2.13 > 1.0		
□副次目標 ○なし							④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当		
□副次効果 ○なし							⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当		
							⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型杵工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当		
							⑦事業計画の熟度 ・地元大月市より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当		
							総合評価 [貢献度ランク:b]		
(2)整備内容							【事業位置図等】		
①整備内容 谷止工3基									
②着手年度 令和6年度									
③完成見込年度 令和8年度									
④総事業費 125百万円(国費 62.5百万円(1/2) 県費 62.5百万円(1/2))									
⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 35百万円 令和7年度 谷止工1基 45百万円 令和8年度 谷止工1基 45百万円									
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。									
⑥既整備内容・期間・事業費									

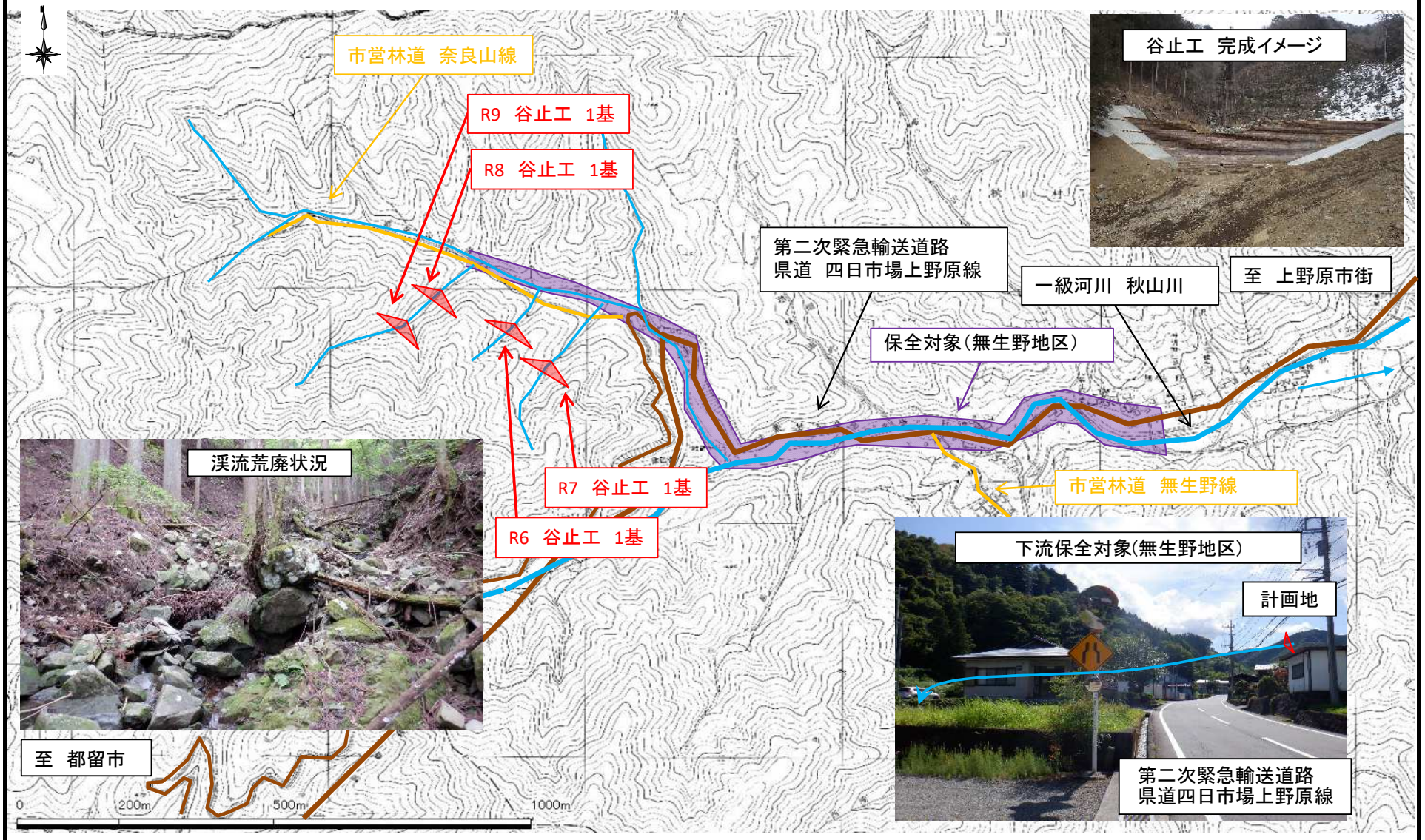


添付資料

事業名 治山事業[復旧治山事業(国補)]

事業箇所 上野原市秋山内

地区名 奈良山沢



令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(地滑り被害の防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	地すべり防止事業	事業箇所	上野原市	大曾根	地内	地区名	登下沢(とつけさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景 本計画地は、上野原市大曾根の林野庁所管地すべり防止区域(S30指定)内に位置しており、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている県道等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により区域内の一部に滑落崖などの地下水等に起因した地すべり現象が発生しているため、治山事業により地すべり防止対策を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定された「地すべり防止工事等に関する事業」に該当し、妥当				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・地すべり等防止法第7条の規定により都道府県知事が実施				
□主要目標 ○地滑り被害の防止 保全対象 人家8戸、県道190m、市道1830m 災害実績 有(連年の豪雨) 重要公共施設 有(第二次緊急輸送道路 県道上野原あきる野線) 緊急度・危険度 21 ≥ 10点 ※ (※評価基準値)					③経済妥当性 ・費用便益比 便益(727.474百万円) / 費用(303.963百万円) = 2.39 > 1.0				
□副次目標 ○なし					④事業実施・規模の妥当性 ・土地の一部が地下水等に起因してすべる現象を防止するため、山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当				
□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道上野原あきる野線)					⑤整備手法の有効性 ・農林水産大臣(林野庁所管)の地すべり防止区域内における地すべりであり、治山事業による整備が妥当				
					⑥環境負荷への配慮 ・山腹工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当				
					⑦事業計画の熟度 ・地元上野原市より強い要望を受け計画しており、土地使用に問題はなく、地すべり防止区域内であるため、妥当				
					総合評価 妥当性評価の結果から実施が妥当				
(2)整備内容					【事業位置図等】				
①整備内容 谷止工 1基、山腹工 A=4.79ha									
②着手年月日 令和6年度									
③完成見込年度 令和11年度									
④総事業費 380百万円(国費 190百万円(1/2) 県費 190百万円(1/2))									
⑤年度別の整備内容									
令和6年度 山腹工 A=(4.79)ha 60百万円 令和7年度 谷止工 1基 山腹工 A=(4.79)ha 90百万円 令和8年度 山腹工 A=(4.79)ha 60百万円 令和9年度 山腹工 A=(4.79)ha 60百万円 令和10年度 山腹工 A=(4.79)ha 60百万円 令和11年度 山腹工 A=4.79ha 50百万円									
※記載内容は見込みであり、確定したのではない。									
⑥既整備内容・期間・事業費 昭和51年 谷止工1基 6百万円									

